

介護給付適正化事業の取り組みについて

1 介護給付適正化事業について

介護給付費の適正化を図ることで、利用者に対する適切な介護サービスが確保されるとともに、不適切な給付が削減され、介護保険制度の信頼感が高まります。

また、介護給付費や介護保険料の増大の抑制を通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資するものとなります。

南部箕蚊屋広域連合では、介護給付適正化事業について国の指針に基づき主要5事業を中心に取り組みを行っています。

<主要5事業>

要介護認定の適正化	認定調査の内容について市町村職員等が訪問又は書面等の審査を通じて点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。
ケアプランの点検	居宅サービス計画の記載内容について、事業者に資料提出を求め、個々の受給者が真に必要とするサービスの確保を図ります。
住宅改修等の点検	<p>①住宅改修の点検</p> <p>改修工事を行う受給者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等を行って施行状況を点検します。</p> <p>②福祉用具購入・貸与調査</p> <p>福祉用具利用者に対し訪問調査等を行って、福祉用具の必要性や利用状況等について点検します。</p>
縦覧点検・ 医療情報との突合 ※国保連に委託して 実施しています。	<p>①縦覧点検</p> <p>受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払い状況を確認し、提供されたサービスの整合性等について確認を行います。</p> <p>②医療情報との突合点検</p> <p>受給者の医療保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、サービスの整合性の点検や医療と介護の重複請求の確認を行います。</p>
介護給付費通知	受給者本人に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知を行います。

2 介護給付適正化事業の取り組みについて

(1) 要介護認定の適正化

新規・区分変更の認定調査及び施設入所者の更新認定調査については、今後も連合職員及び構成町村の職員による調査を実施します。

居宅介護支援事業所に委託している認定調査については、引き続き、書面による点検を行うほか、必要に応じ訪問調査を実施します。

また、適正な認定調査の実施に向けて、鳥取県が開催する調査員研修への参加を義務化するほか、判断基準の統一化に向けて広域連合独自の調査員研修を実施します。

(2) ケアプランの点検

計画的に居宅介護支援事業者にケアプランの提出を依頼し、書面による点検と介護支援専門員との面談による点検を引き続き実施します。

今後は、管外の居宅介護支援事業者の介護支援専門員のケアプランについても点検・指導を実施します。

(3) 住宅改修等の点検

住宅改修費については、複数の事業者から見積もりを取るよう利用者に対する説明を促進します。

また、事前申請時の書類検査により、住宅改修が必要な理由・工事見積書・平面図・改修予定箇所の写真などにより内容を確認するほか、改修金額が大きいもの、工事内容が複雑なものについては現地確認のための訪問調査を行います。

福祉用具の購入や軽度者への福祉用具の貸与については、福祉用具の必要性などについて書面により確認を行います。

また、利用状況の確認や貸与にあたっての手続きの状況などをケアプラン点検とあわせて実施します。

(4) 縦覧点検・医療情報との突合

給付実績の縦覧点検及び医療情報との突合については、引き続き、県が鳥取県国民健康保険団体連合会に委託して実施します。

委託により実施される項目以外については、国民健康保険団体連合会から送付される結果により点検を行います。

(5) 介護給付費通知

利用者に介護サービスの利用状況や介護サービス事業者の請求状況をお知らせすることにより、介護保険から給付されている金額を利用者に再認識してもらい、適正なサービス利用に対する意識を高めてもらうため、介護給付費のお知らせを送付します。

3 サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化について

(1) 疑義内容の照会及び指導等の実施について

① 事業所への内容照会

疑義のあるサービス提供については、介護支援専門員またはサービス提供事業所に対して照会を行います。

② 個別実地指導

事業所への確認結果で個別の対応が必要な場合は、ヒアリングや実地指導等を行い制度の正しい理解を求めます。

③ 点検結果の報告

集団指導や研修会等で不適切なサービス実例を報告し、制度の正しい理解と不適切な報酬定の未然の防止を図ります。

(2) 縦覧点検・医療情報との突合について

① 縦覧点検の点検について

下記のチェック項目について、複数月の請求内容や他の事業所の請求内容を確認しています。

なお、①～④については、国保連合会へ委託して実施しています。

- ◆①算定期間回数制限縦覧チェック
- ◆②重複請求縦覧チェック
- ◆③居宅介護支援請求におけるサービス実施状況チェック
- ◆④単独請求明細書における準受付チェック
- ⑤要介護認定有効期間の半数を超える短期入所受給者チェック
- ⑥入退所を繰り返す受給者縦覧チェック
- ⑦月途中要介護状態変更受給者チェック
- ⑧居宅介護支援再請求等状況チェック
- ⑨軽度の要介護認定者にかかる福祉用具貸与品目チェック

② 医療情報との突合について（平成 28 年 6 月より国保連合会へ委託）

過去の介護給付費を支払った請求について、医療保険を利用した請求と突合を行って審査を行うものです。

③ 点検業務の流れ

